

2022年2月9日

保険薬局  
管理薬剤師 様 各位

仙台市立病院  
薬剤科長 成ヶ澤 稔彦

## 「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」改定のお知らせ

平素より当院の処方箋を応需頂きありがとうございます。また処方箋の疑義照会、患者様の服薬情報提供等では大変お世話になっております。

この度、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」について内容を見直し、下記の通り、一部改定を行いましたのでお知らせいたします。プロトコル改定版の原本は当院のホームページに載せておりますので、お手数ですが各保険薬局様で印刷していただき、差し替えをお願いいたします。今回の改定にあたり、合意解除希望のご連絡がない場合は合意継続とさせていただきます。(再度の合意書の取り交わしは行いません)

また、残薬調整後の保険薬局様から当院への情報提供の書式ならびに方法を変更いたしました。こちらもホームページに書式を載せておりますので、ご確認をお願いいたします。

### 記

- 改定プロトコルの運用開始日                    2022年 2月 14日
  
- プロトコル改定点
  - ① 項目 2. 処方変更・調剤後の連絡

残薬調整後の連絡は「疑義照会連絡票」のFAXは不要とし、「残薬調整に係る服薬情報提供書(トレーシングレポート)」のFAXのみへ変更。  
※「疑義照会連絡票」「残薬調整に係る服薬情報提供書」の書式も改定あり。
  - ② 項目 4. 残薬調整に関する疑義照会不要例

残薬調整は Rp 単位での日数調整のみとし、処方削除や用法の変更は不可(最低日数1日分の処方残すこと)に変更。
  
- プロトコル改定理由

残薬調整のため処方の一部削除したことにより、次回処方時に削除された処方内容が抜けたまま処方が継続された事例発生があったため。

連絡先： 仙台市立病院薬剤科 調剤室  
電話 022-308-7111(内3631)  
FAX 022-308-9923